



## 見直しの方針

- 平成23年7月に策定した現行の基本方針については、集中復興期間終了前までに見直すこととされている
- 見直しにあたっては、既存の方針や復興の進展等を踏まえつつ、後期5か年の「復興・創生期間」(平成28~32年度)において、重点的に取り組む事項を明らかに

## 復興・創生期間における基本的な考え方

1. 地震・津波被災地域では、来年度にかけて多くの恒久住宅が完成時期を迎える。産業・生業の再生も進展し、復興は「総仕上げ」に向け新たなステージ
2. 福島においては、平成29年3月には避難指示解除準備区域等の避難指示解除等が進み、本格的な復興のステージ。福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む
3. 「課題先進地」である被災地において、被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を目指す

## 各分野における取組の例

- |                   |   |
|-------------------|---|
| ① 被災者支援           | ・ 住宅・生活再建の相談支援体制の整備、コミュニティ形成や被災者の「心の復興」など、ステージに応じた切れ目のない支援                                  |
| ② 住まいの再建・生活環境の整備等 | ・ 住宅再建の計画通りの進捗に向けきめ細やかに支援<br>・ 医療・介護提供体制の復興など、被災者が安心して暮らせる生活環境を整備<br>・ 被災地発展の基盤となるインフラ整備の推進 |
| ③ 産業・生業の再生        | ・ 農業の大規模化や水産加工業の販路開拓支援、インバウンド促進などの観光振興  |
| ④ 原子力災害からの復興・再生   | ・ 平成29年3月までに避難指示解除準備区域等の避難指示を解除できるよう環境整備<br>・ 12市町村将来像提言の個別具体化・実現、廃炉・汚染水対策                  |
| ⑤ 「新しい東北」の創造      | ・ 蓄積したノウハウを被災地で普及・展開  |
| ⑥ その他             | ・ 東京オリンピック・パラリンピックに向けた被災地との連携   |